

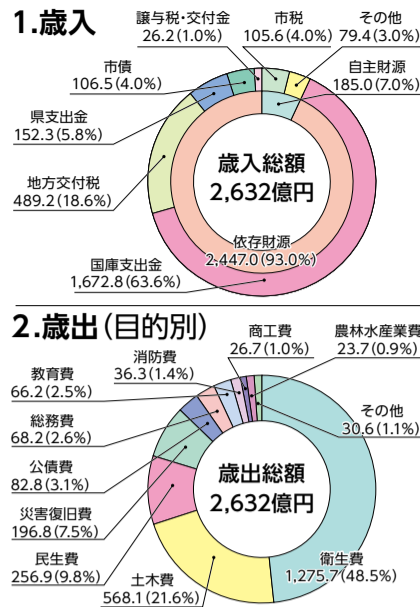
一般会計 (震災に関する主な事業費)

(単位:千円)

■震災広報関係費 災害アーカイブ作成業務委託料(震災に係る映像、新聞記事及び写真の記録保管)ほか	25,772
■震災復興計画推進関係費 震災復興基本計画実施計画の進行管理を行う組織設置経費	8,873
■復興協働プロジェクト関係費 石巻復興協働プロジェクトの運営に要する経費	4,186
■特定被災地域交通対策関係費 路線バス運行維持費補助金(石巻市内仮設住宅循環線)ほか	20,796
■地域コミュニティ再生関係費 集会所建設費補助金ほか	67,196
■東日本大震災援護費 災害弔慰金等の支給と災害援護資金の貸付等に要する経費	6,503,983
■被災者生活支援事業費 サポートセンター維持管理・事業運営費ほか	576,484
■応急仮設住宅管理費 応急仮設住宅の管理等に要する経費	155,400
■災害廃棄物処理事業費 災害廃棄物処理等業務委託料ほか	120,580,521
■震災等緊急雇用対応事業費 震災に伴う失業者等の雇用確保を図るもの	2,375,504
■農業復興対策費 東日本大震災被災農家経営再開支援事業費補助金ほか	394,673
■水産業復興対策費 共同利用漁船等復旧支援事業費補助金 (震災からの復旧を目的に漁協等が取得した共同利用漁船等に対する支援)ほか	242,840
■商工業復興対策費 市内中小企業者の被災施設・設備の復旧支援	750,000
■企業立地等促進事業費 企業立地等促進条例助成金 (雇用促進のため制度の拡充を図り、「新エネルギー等関連産業の集積」を促進)ほか	170,009
■中心市街地復興関係費 中心市街地災害復興事業助成金 (仮設店舗運営協議会が運営する仮設店舗の管理費等への助成金)ほか	31,500
■内水排除対策費 内水排除用仮設ポンプの借上げおよび運転に要する経費	442,300
■被災市街地復興土地区画整理事業費 被災市街地復興特別措置法に基づいて定められる被災市街地復興推進地域において、土地区画整理事業を実施し、市街地の復興を図るもの。	2,175,000
■防災集団移転促進事業費 災害が発生した地域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域にある住居の集団による高台への移転を推進するもの。	21,513,000
■復興街路整備事業費 街路整備及び避難路整備事業に要する経費 街路事業:本庁地域の道路ネットワーク構築に向けた都市計画道路を中心とする整備 避難路整備事業:高台移転に伴う道路整備	2,482,000
■復興都市公園等整備事業費 慰霊、復興、防災を目的とした公園等整備に要する経費	1,043,000
■災害復興住宅整備事業費 災害復興住宅整備工事ほか	12,173,300
■地域防災力向上対策費 避難所用備蓄物品配備経費(震災被災者5万人を基準に77カ所の避難所に配備) 地域防災計画(津波編)策定業務委託料 災害情報等一斉配信設備設置業務委託料(防災行政無線情報をエリアメールとして一斉配信する経費)ほか	143,900
■震災奨学金給付事業費 震災孤児となった児童生徒への奨学金給付費	9,840
■被災児童通学支援事業費 バス借上料(仮設住宅循環分を加算)ほか	349,076
■被災生徒通学支援事業費 バス借上料(仮設住宅循環分を加算)ほか	327,381
■高等学校統合整備事業費 市立高等学校の統合整備事業	252,982
■震災復興芸術文化事業費 被災者等を対象とした落語公演、カラオケ教室(合唱指導)、アウトリーチ事業(児童生徒対象)、ポップス系コンサート等の開催	13,650

一般会計の内訳

(単位:億円)



● 一般会計 2,632億円
(対前年度比326.2%、2,014.5億円の増)
● 総会計 3,255.5億円
(対前年度比195.0%、2,152.1億円の増)

平成24年度 当初予算

会計別予算一覧

(単位:千円,%)

区分	予算額	増減率
一般会計	263,200,000	326.2
復旧復興分	209,712,003	皆増
通常分	53,487,997	▲13.4
特別会計	59,941,534	42.5
土地取得	9,238,448	296.8
水産物地方卸売市場事業	427,178	33.0
駐車場事業	22,408	▲9.4
下水道事業	17,503,647	136.9
漁業集落排水事業	28,568	64.5
農業集落排水事業	994,943	140.7
浄化槽整備事業	44,226	▲3.9
国民健康保険事業	19,774,655	3.6
後期高齢者医療	1,543,959	0.8
介護保険事業	10,363,502	▲4.9
病院事業会計	2,407,803	▲63.2
合計	325,549,337	195.0

※増減率は平成23年度当初予算との比較で▲は減少を表します。

平成24年度当初予算は、予算編成に先立ち定めた「平成24年度予算編成方針」に基づき、財源捻出対策を実施し、「石巻市震災復興基本計画」に掲げた施策を重点的に予算化しました。

また、「石巻市総合計画」に位置付けている、市民生活や産業の進展に欠くことのできない施策については、厳選して取り組むこととなります。

問 財政課(内線4052)

企業立地等促進事業助成金制度

市では、これまでの石巻市企業誘致条例を石巻市企業立地等促進条例に改定し、支援内容も拡充しました。

適用:平成24年4月1日から

1 区分	拠点地区	拠点地区以外
2 地域	石巻トゥモロービジネスタウン	市内全域(石巻トゥモロービジネスタウンを除く)
3 業種	①研究施設、事務施設、教育施設、業務支援・サービス施設等 拠点法に規定する産業業務施設、その他のこれに類する施設 太陽光発電、バイオマス発電、植物工場、バイオマスの活用(微細藻類)、データセンター、コールセンター ※環境対策設備助成金を受ける場合、太陽光発電等の新エネルギー設備の設置費用は対象外 ③新設のみ対象業種(以下<注1>とする) ・自動車関連業種・食品製造業関連業種・木材関連業種	①耕種農業(植物工場(環境制御や自動化などハイテクを利用した植物の周年生産システムをいう)に限る。)、製造業・電気業(太陽光発電施設およびバイオマス発電所に限る)・熱供給業(排熱を利用した熱電併給システムに限る)・情報サービス業・通信業(データセンターに限る)・道路貨物運送業・倉庫業・自然科学研究所・旅館・ホテル・遊園地(テーマパークを除く)・博物館・美術館・動物園・植物園・水族館・自動車整備業・機械修理業・電気機械器具修理業・他に分類されないその他の事業サービス業(コールセンターに限る) ②新産業等創出促進助成金の対象事業 太陽光発電、バイオマス発電、植物工場、バイオマスの活用(微細藻類)、データセンター、コールセンター ※環境対策設備助成金を受ける場合、太陽光発電等の新エネルギー設備の設置費用は対象外 ③新設のみ対象業種(以下<注1>とする) ・自動車関連業種・食品製造業関連業種・木材関連業種
4 対象企業	1 新産業等創出促進助成金以外の場合 ①新設の場合 投下固定資産額 5千万円以上 ②増設の場合 投下固定資産額 2千万円以上 ③移設の場合 投下固定資産額 3千万円以上 2 新産業等創出促進助成金の場合 ①新設の場合 投下固定資産額 5千万円以上 または 常用従業員 5人以上 ②増設の場合 投下固定資産額 2千万円以上 または 常用従業員 5人以上 ③移設の場合 投下固定資産額 3千万円以上 または 常用従業員 5人以上	1 新産業等創出促進助成金以外の場合 ①新設の場合(※<注1>については、条件なし) ・大企業 投下固定資産額 5億円以上 常用従業員 25人以上(うち新規10人以上) ・中小企業 投下固定資産額 5千万円以上 常用従業員 10人以上(うち新規5人以上) ②増設の場合 ・大企業 投下固定資産額 5億円以上 常用従業員 10人以上 ・中小企業 投下固定資産額 2千万円以上 常用従業員 5人以上 ③移設の場合 ・大企業 投下固定資産額 5億円以上 常用従業員 10人以上 ・中小企業 投下固定資産額 3千万円以上 常用従業員 5人以上
5 助成内容	①企業立地助成金 対象経費:投下固定資産に課せられた固定資産税/助成額:固定資産税額と同額を交付/期間:5年間 ②上水道料金助成金 ・拠点地区 対象企業:<注1>の企業/対象経費:上水道料金の30%相当額を交付(限度額500万円/年)※<注1>のうち、自動車関連業種については、50%相当額を交付 期間:5年間 ・拠点地区以外 対象区域:都市計画法の「工業専用地域」内のみ対象 ※<注1>については、市内全域を対象区域とする。 対象経費:上水道料金の30%相当額を交付(限度額500万円/年) ③雇用奨励助成金(H24.4.1から増設・移設も対象) 対象:常用従業員として新たに1年以上雇用した「新規雇用者」/助成額:1人当たり20万円を交付(限度額1千万円) ④緑化推進助成金(＜注1＞のみ対象) 対象経費:営業開始の日から起算して2年経過後の1年間において、市内事業者に対して発注した額 助成額:緑化経費の30%相当額を交付(限度額500万円・1回限り) ⑤環境対策設備助成金(H24.4.1から増設・移設も対象) 対象経費:太陽光発電等の新エネルギー設備、公害防止およびそれに附属する設備ならびに空気調和設備の設置に要する経費 助成額:1企業当たり、限度額3千万円を交付 ⑥技術研修派遣助成金(＜注1＞のみ対象) 対象経費:新規雇用者を県外に派遣して研修を受講させる経費/助成額:派遣する新規雇用者1人当たり1月10万円を交付(限度額500万円) ⑦市内企業発注促進助成金(＜注1＞のみ対象) 対象経費:営業開始の日から起算して2年経過後の1年間において、市内事業者に対して発注した額 助成額:1社当たり500万円を超える額を発注した場合において、発注した企業が5社に満たない場合は、1社当たり50万円とし、5社以上の場合は、1社当たり100万円を交付(限度額500万円・1回限り) ⑧新産業等創出促進助成金(H24.4.1から適用) 対象経費:新設等に係る総事業費/助成額:総事業費の10%相当額を交付(限度額3千万円)	

申請時期:事業所等の業務を開始する日の30日前まで 問 産業推進課(内線3544)